

○ 上ノ国町行方不明者の捜索に関する実施要綱

平成22年 2 月26日

要綱第657号

改正 平成23年 4 月 1 日要綱第703号

(目的)

第1条 この要綱は、町内及び周辺地域（以下「町内等」という。）において行方不明者が発生した場合の対応について必要な事項を定めることにより、町民及び町内滞在者及び旅行者（以下「町民等」という。）の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱による「行方不明者」とは、町内等において自然を活用して行われる山菜採り、山歩き等の余暇活動により道迷い等の事故に遭遇した者をいう。

(責務)

第3条 町は、町内等において行方不明者が発生し、捜索の依頼を受けたときは、他の市町村、檜山広域行政組合上ノ国消防署、その他関係団体等と連携し、行方不明者の捜索に努めるものとする。

2 町は、遭難事故防止のため、適宜、啓蒙宣伝広報等を行うものとする。

(捜索依頼)

第4条 行方不明者の捜索要請をした者から、原則として捜索依頼書（別記様式）を提出させるものとする。ただし、捜索依頼書が提出されない場合においても、捜索依頼者から電話等による依頼を受け、後日、捜索依頼書の提出の約束が得られた場合は、捜索依頼書が提出されたものとみなす。

(行方不明者遭難対策会議)

第5条 行方不明者の捜索依頼を受けた場合の対策を協議するため、上ノ国町行方不明者遭難対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 町長、副町長及び教育長
- (2) 各課（局・室）長
- (3) 檜山広域行政組合上ノ国消防署長
- (4) その他町長が特に必要と認める者

3 対策会議は、町長が招集し、会議の議長を務め、町長が不在のときは副町長がその職務を代理する。

4 対策会議の庶務は、総務課において処理する。

(捜索隊の編成)

第6条 行方不明者の捜索は、状況に応じて次の各号に掲げる機関の構成員等をもって編成する。

- (1) 町職員
- (2) 消防職員
- (3) 消防団員

(4) その他町長が特に必要と認める者

(出動及び対策本部)

第7条 町長は、行方不明者発生連絡があったときは、檜山広域行政組合上ノ国消防署及びその他関係団体等と連携して二次遭難防止などの安全対策を講じた上で、調査活動及び初動捜索(捜索初日)を行うものとする。

2 前項の活動においてもなお発見されない場合において、行方不明者の捜索救助依頼があったときは、町長は対策会議を開き、役場に捜索対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するとともに、前条に定める捜索隊を出動させるものとする。

3 前項に定める対策本部のほか、状況に応じて捜索現場付近に現地対策本部を設置することができる。

4 捜索活動が長期化した場合の捜索期間については、原則として捜索から3日以内とする。

(捜索救助費用)

第8条 前条第2項に定める捜索救助活動に要する費用(以下「捜索費用」という。)については次のとおりとする。

(1) 一般捜索隊員の人件費(町職員、消防署員及び消防団員等をいう。)

(2) 捜索に直接要する消耗品費等

(3) ハンター及び地域精通者等(町長から依頼のあった者に限る。)の人件費、燃料費及びその他必要経費

(4) 捜索隊員等に供する食糧費

2 前項第1号及び第2号の捜索費用については、各々の関係機関で負担するものとする。ただし、第3号及び第4号の捜索費用については、原則として遭難した者又は捜索救助を要請した者(以下「費用負担者」という。)の負担とし、負担基準は別表のとおりとする。

(捜索費用の免除)

第9条 町長は、前条第2項に定める捜索費用について、費用負担者が次に掲げる特別な事情により費用を負担できない場合は、その費用を免除することができるものとする。

(1) 生活保護世帯に属する者

(2) その他特別な事情があると認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日要綱第703号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区 分		負 担 額	備 考
特殊捜索隊員	人件費	毎年度予算で定める有害鳥獣駆除員の賃金単価により算出した額	ハンター・地域精通者等
	諸雑費	実費相当額	燃料費その他必要経費
食糧費		実費相当額	